

「いじめ防止基本方針」

静岡女子高等学校

「いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月 28 日施行）」に基づき、以下のとおり本校の「いじめ防止基本方針」を定める。

1 「いじめ」の定義

本校に在籍する当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（情報機器を通じて行われるものを含む）の中で、対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをさす。

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた生徒の立場に立つ。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもある。

2 いじめの未然防止と早期発見

日頃から生徒の言動や変化などに細かく気を配り、いじめの予兆やサインを見逃さないよう、情報の共有化を図りながら組織として対応し、できる限り初期の段階で認知し、対応するという姿勢を持つ。また、事例をもとに事案対処に関する教職員の資質能力向上を図っていく。

(1) 個人面談・教育相談の充実

- ・担任によるもの
- ・生徒指導部長、科長、学年責任者などによるもの
- ・スクールカウンセラーによるもの

(2) 日常的な情報の収集と共有

- ・日常的な観察
- ・配慮を要する生徒への支援
(例えば発達障害、外国籍、性同一性障害や性的指向、性自認に係わる生徒及び自然災害に係わり避難している生徒など)
- ・保健室（スクールカウンセラーを含む）との連携
- ・いじめアンケートの実施（生徒指導部）
- ・いじめを個人で抱え込まず、科部会や学年部会など組織的に情報交換
- ・朝打ち合わせや職員会議等における情報の共有

(3) 心の教育の充実

- ・各HRでの日常的な道徳教育や心の教育の実践し、互いの個性や違い

を認め合えるよりよい人間関係や学校風土を醸成

- ・生徒が自主的にいじめについて考え議論する活動を意図的に設定
- ・特別活動、実習や講座等でのコミュニケーション能力向上や人間関係づくり

(4) 保護者や外部関係機関との連携

- ・学校のいじめ防止基本方針について年度初めに保護者に説明
- ・保護者との日常的な連絡や相談
- ・保護者面談の実施
- ・児童相談所や警察、医療機関との連携
- ・いじめ問題の対応について、必要に応じた支援を受けられるよう、日常的に県私学振興課との連携確保に努める。

(5) 情報教育の充実

特に「ねっといじめ」に係わること

- ・ネットパトロールの実施等、監視機能の充実
- ・学校と家庭における携帯電話やインターネットの使用に係わるルールづくり
- ・外部講師等の講話や情報の授業をとおした情報セキュリティーの理解

(6) 学校評価による取組

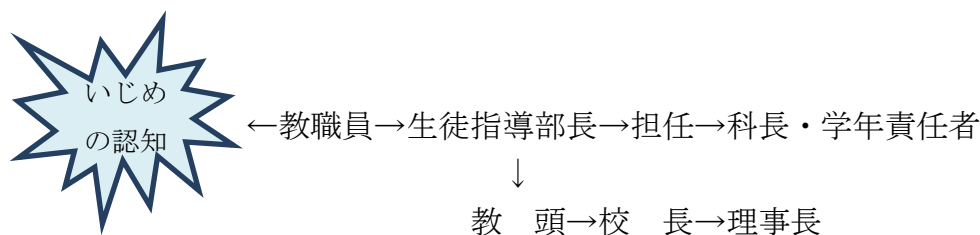
- ・いじめ防止等のための取組のひとつとして、学校評価項目にいじめ防止と達成目標を設定し達成状況を評価する

3 いじめへの迅速・適切な対応

(1) 対応の基本姿勢

- ・いじめは絶対に許さない
- ・いじめをさせない、見逃さない
- ・他人を思いやる心を育む

(2) いじめ発生時の組織的対応



ア いじめ防止対策委員会

(ア) メンバー：校長・教頭・生徒指導部長・科長・学年責任者・担任
養護教諭

(イ) 協議内容：いじめであるかの判断

イ いじめ対策チーム

(ア) メンバー：いじめ防止対策委員会＋必要に応じて関係教職員の参加

(イ) 実施内容：

- ・情報の収集や共有および状況の把握や確認
- ・当該生徒への事実確認及び支援方法の検討と実施
- ・当該保護者への説明や支援
- ・指導体制の確立と実施（加害生徒特定のための調査も含む）
- ・加害生徒及び保護者、関係生徒への指導方法の検討と実施
- ・他生徒への説明と指導方法の検討と実施
- ・関係諸機関（児童相談所・警察や医療機関等）との連携

(3) 指導の観点と指導姿勢

ア いじめを受けている生徒に対して

- ・いじめを受けている生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全と安心の確保を最優先にする。
- ・生徒の立場に立って、いじめを共感的に理解し不安を取り除く。
- ・生徒の意向を十分聞き、尊重しながら今後の対応について話し合う。
- ・生徒にとって信頼できる人（友人や保護者、教職員等）と連携し、支援体制を整える。
- ・生徒に「悪いのはあなたではない」ことを伝え自尊感情を損なわない。

イ いじめを行った生徒に対して

- ・「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で指導し、自らの責任を自覚させる。
- ・いじめを受けた生徒が安心して生活できる環境を整える指導を行う。
- ・生徒の内面を理解しながら、いじめの背景や要因を把握し改善のための指導を行う。
- ・他を尊重することや思いやる気持ちの大切さを説き、人の痛みがわかるような指導に努める。

ウ 周囲の生徒に対して

- ・学級で「いじめを許さない、見逃さない」という雰囲気作りに努める。

- ・傍観生徒に止めることはできなくても知らせる勇気を持つことを伝える。
- ・同調生徒にその行為がいじめに荷担する行為であることを指導する。
- ・人間関係のあり方や心の教育に関する指導を日常的にしていく。

エ 保護者に対して

- ・保護者に連絡し（場合によっては家庭訪問を複数人で実施）、正確に事実関係を伝えると共に、学校の指導方針について理解を得る。
- ・保護者の立場や心情に配慮し、学校との連携について理解と協力を得る。
- ・謝罪については、その間を取り持ち、生徒や保護者の関係改善に努める。

(4) 重大事態への対応

いじめ重大事態に対しては、重篤な内容であることから、十分に注意して適切に対処する必要がある。「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」を踏まえ、適切に対処する。

ア 重大事態の例

(ア) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある

- ・自殺を企画した
- ・精神性の疾患を発病した
- ・身体に重大な障害を負った
- ・高額の金品を奪い取られた

(イ) 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある

- ・年間欠席が 30 日以上ある
- ・一定期間連続して欠席している

イ 調査の主体

(ア) 学校が調査主体の場合

○校内に調査組織を設置

いじめ防止対策委員会を母体に第 3 者の参加を図る。

↓

※重大事態の性質に応じ適切な専門家を加える。

○事実関係を明確にするための調査を実施

学校に不都合なことでも、事実にしっかりと向き合う姿勢をとる。

↓

○いじめを受けた生徒や保護者への適切な情報提供

明らかになった事実関係について、適時、適切な方法で経過報告をする。

↓

○調査結果を県私学振興課（重大事態の性質に応じ県私学協会）へ報告 学校は重大事態が発生した旨を当該学校が所轄する都道府県知事に報

告しなければならない。

↓

○調査結果を踏まえた必要な措置を実施

(4) 学校以外の機関が調査主体の場合

○学校は調査主体の調査に協力

○学校は調査主体の指導・助言に従って事後指導（事後措置）・事後対応を実施

(5) いじめ解消の定義

- ・いじめが解消している状態とは次の2点が満たされている状態をいう。
 - ① いじめに係わる行為が少なくとも3ヶ月を目安として止んでいる。
 - ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない。
- ・いじめが解消している状態に至っても、再発する可能性があり得る事を踏まえ、日常的に注意深く観察することが必要。

4 附則

- ・平成26年7月1日 本校「いじめ防止基本方針」策定・運用
- ・平成28年9月1日 本校「いじめ防止基本方針」改訂
- ・平成30年11月12日 本校「いじめ防止基本方針」改訂